

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2022年5月1日時点

👉クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

👉クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、
詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している事業者に対して給付金を支給

事業復活支援金の支給

※申請受付期限は令和4年5月31日まで
(注)申請前に必要な登録確認機関による事前確認の実施は5月26日まで

令和3年11月~令和4年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%~50%未満減少した事業者
売上高50%以上の減少:上限法人**250万円**個人**50万円**
売上高30%~50%未満の減少:上限法人**150万円**個人**30万円**
※法人の上限額は、年間売上高に応じて3段階

事業復活支援金 相談窓口

【申請者専用】0120-789-140
※IP電話から:03-6834-7593
【登録確認機関専用】0120-886-140
※IP電話から:03-4335-7475
(受付時間:土日祝日を含む全日8:30~19:00)

休業要請等に応じ、飲食店を休業・営業時間短縮

地方創生臨時交付金の協力要請推進枠

なお、協力要請開始枠のほか、地方創生臨時交付金は、コロナ対応の取組であれば自治体が自由度高く活用することが可能です

【中小企業】緊急事態措置区域 又はまん延防止等重点措置地域※
(20時までの時短要請・酒類禁止の場合)
売上高に応じて1日**3~10万円** 又は
(21時までの時短要請)
売上高に応じて1日**2.5~7.5万円**
※非認証店には、20時までの時短要請のみ
それ以外の地域
(時短要請は、非認証店に対して20時までのみ)
時短要請を行う場合には
売上高に応じて1日**2.5~7.5万円**
※都道府県知事の判断により、1日平均2万円とすることも可能

お近くの都道府県の窓口まで

【大企業】
時短要請を行う場合には
売上高減少額に応じて1日最大**20万円**
※中小企業も適用可能
(注)詳細はリンク先のHPをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けたイベント業界について感染拡大防止対策を徹底しつつ、需要喚起を実施

イベントワクワク割

※開始時期及びキャンペーン時期は、現時点では未定ですが、決まりましたら制度HP(本リンク先)でお知らせします。
※割引の要件である「ワクチン接種歴」の考え方については、キャンペーン実施時点での新型コロナウイルス感染症対策分科会等の専門家の議論等を踏まえ活用をすることとしています。

▶感染症の感染状況を踏まえつつ、一定期間に限定して、官民一体型の需要喚起策を実施
▶キャンペーン期間中のイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引等を行う(2割相当分・上限**2,000円**)
▶消費者が安心してイベントに参加できる環境を醸成するため、ワクチン接種者又は検査陰性者を支援対象とする
対象イベント・エンターテインメント例
テーマパーク、音楽ライブ、映画、演劇・伝統芸能、オンラインイベント、スポーツ観戦・観劇、美術館・博物館等

イベント主催者・参加者専用窓口

0570-005-272
03-6704-4105(IP電話)
(受付時間:平日8:30~17:30、土日祝日10:00~19:00)

緊急事態宣言等で公演・展示会・遊園地が中止・休園

J-LOD(3)補助金

※キャンセル支援は令和4年6月中旬以降開始予定
※開催支援の第2回公募予定は以下のとおり
①収益基盤強化枠の詳細はこちら
第2回公募期間:令和4年4月29日~5月13日
②ビジネスモデル革新枠の詳細はこちら
第2回公募期間:令和4年4月29日~5月13日

J-LOD補助金事務局

J-LOD(3)直通ダイヤル:0120-071-963
(受付時間:土日祝日を除く10:00~17:00)
※J-LODlive2については以下にお問い合わせください。
J-LODlive2補助金事務局:0120-687-322
(受付時間:土日祝日を除く10:00~17:00)

水際措置の強化に伴い発生したキャンセル費用等支援の詳細はこちら
※J-LODlive2補助金による支援、公演のみ

【文化芸術・スポーツ】コロナ禍により甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図る/コロナ禍のスポーツイベント等の開催を支援

コロナ禍からの文化芸術種別の再興支援事業

ARTS for the future!2の詳細はこちら※
※募集期間:令和4年3月28日~
※締切日によるアートキャラバンの詳細はこちら※
※公募締切(大規模公演型)令和4年4月15日
(地域連携型)令和4年3月15日

<ARTS for the future! 2>
不特定多数の者に公開する公演や展覧会等の活動を行い
収入等を上げる積極的な活動経費を最大**2,500万円**補助等

<ARTS for the future! 2>
ARTS for the future!2事務局
電話(フリーダイヤル)0120-070-113
(受付時間:年末年始を除く9:30~17:00)

全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業

<統括団体によるアートキャラバン>
全国規模で質の高い公演等の実施や配信、地域の文化芸術関係団体・芸術家を中心に取り組む地域連携活動等について地域毎に最大**5,000万円**補助
<全国規模のスポーツイベント等の開催等支援>
試合開催時の感染症対策・広報、コロナ禍における体験機会の提供拡大等に必要な費用の一部を補助

<統括団体によるアートキャラバン>
統括団体によるアートキャラバン事務局
E-mail: artcaravan@vipo.or.jp
<全国規模のスポーツイベント等の開催等支援>
スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当)
TEL:03-6734-4988
(受付時間:土日祝日を除く9:30~18:15)

文化施設の活動継続・発展とウィズコロナを見据えた活動再開・再生に向けた支援を実施

文化施設の活動継続・発展等支援事業

※劇場・音楽堂等の詳細はこちら
※博物館の詳細はこちら
(注)受付期間:令和4年4月8日~5月13日

文化施設における感染防止対策のための費用や「新たな活動」に向けた配信等に必要な機材等の環境整備を支援
最大**2,000万円**、補助率**1/2**

<劇場・音楽堂等について>
bunka-shisetsu@his-world.com
050-1752-6260※
<博物館について>
corona2022@j-muse.or.jp
03-5832-9108※

新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた商店街等について感染拡大防止対策を徹底しつつ、需要喚起を実施

がんばろう!商店街事業

※事業の開始時期については、感染状況等を踏まえ調整中

イベント実施やWebサイト制作、商品開発等に係る費用について、1申請あたり、以下の上限額まで支援
① 1者による単独申請
1申請当たり**400万円**上限(200万円まで定額支援)
② 2者連携による申請
1申請当たり**800万円**上限(300万円まで定額支援)
③ 3者以上の連携による申請
1申請当たり**1,000万円**上限(500万円まで定額支援)
※定額を超えた額については、商店街等が**1/2**を自己負担
※抗原検査キットの購入費等を支援対象に追加

がんばろう!商店街事務局

0120-339-510
(受付時間:土日祝日を除く10:00~18:00)

飲食店の第三者認証制度等の活用による安全・安心の確保を前提とした仕組みとともに、飲食事業の需要喚起策を実施

Go Toイート事業

※感染状況を踏まえ、一部地域で一時的利用停止中

◆地域で登録されている飲食店で使えるプレミアム付食事券を、都道府県単位の事業者が域内で販売
◆事業は、感染状況を踏まえて各都道府県毎に実施。事業実施期間は3ヶ月間
※12月15日までとしていた事業期限は、令和3年度補正予算により延長
◆プレミアム率は**25%**又は**20%**(都道府県により異なる)

コールセンター 0570-029-200 (050-3734-1523)

(受付時間:年末年始(12月29日から1月3日)を除く10:00~17:00)

居住地と同一県内の旅行・隣接都道府県又は地域ブロック内の都道府県からの旅行者による県内旅行を支援

地域観光事業支援

※感染状況を踏まえ、一部地域で一時的利用停止中
(注)支援対象とする旅行商品の拡大(地域ブロック)に関する詳細はこちら。

居住地と同一県内の旅行や、隣接都道府県又は地域ブロック内の都道府県からの旅行者による県内旅行^{※1}について
1人当たり**5千円**^{※2}
商品代金の**50%**支援
前売り宿泊・旅行券の発行
※1 ワクチン接種歴や検査の活用等の要件あり
※2 地域産業に利益するクーポン等を実施すると**2千円**を追加支援

【東日本担当】
観光庁観光地域振興課
TEL:03-5253-8328

【西日本担当】
観光庁外客受入参事官室
TEL:03-5253-8972
(受付時間:土日祝日を除く9:30~18:15)

新たな観光需要喚起策を実施

Go Toトラベル事業

※一時利用停止中

ワクチン接種歴や検査を活用し、旅行・宿泊商品の割引等を実施予定。
<施策概要:再開時~>
旅行商品割引率:**30%**
割引上限額:**10,000円**^{※1}
クーポン券:**3,000円**^{※2}
(※1)交通・宿泊商品の場合
(※2)平日の場合
(注)国による事業実施後は都道府県による事業とし、地域の実情に応じて柔軟に割引率等を設定。

Go Toトラベル事務局コールセンター

<一般利用者の方>
TEL[1]:0570-002442
TEL[2]:03-6636-9457
(受付時間:10:00~19:00 ※年中無休)
<事業者の方>
TEL[1]:0570-017345
TEL[2]:03-6747-3986
(受付時間:10:00~19:00 ※年中無休)

地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化を図る

地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

※「地域一体型」(第一次公募受付中):令和4年4月18日17:00まで
※「国立公園型」(公募受付中):令和4年5月13日まで
※「交通連携型」(公募受付中):令和4年4月28日17:00まで

<地域計画の作成支援>
中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン(地域計画)の作成に向け、専門家派遣等による伴走支援
<地域計画に基づく事業支援>
観光地の宿泊施設の大規模改修、景観改善等に資する廃屋撤去支援等に最大**1億円**補助

地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業事務局コールセンター

【地域一体型】
TEL:03-6700-5080
【国立公園型】
TEL:03-6372-7828
【交通連携型】
TEL:03-6700-5081
(受付時間:9:30~18:00 日祝を除く)

売上減で資金繰りが厳しい

実質無利子・無担保融資

日本公庫・商工中金の申請期限:
令和4年9月末まで

3年間実質無利子
最長5年間元本据置
公庫(国民)最大**6千万円**
公庫(中小)・商工中金 最大**3億円**

日本公庫:0120-154-505
(受付時間:平日のみ9:00~17:00)
商工中金:0120-542-711
(受付時間:平日のみ9:00~17:00)

新分野展開や業態転換で事業を立て直したい

事業再構築補助金

第6回公募:令和4年3月28日公募開始
※申請受付は5月下旬~6月上旬開始予定

新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、通常、補助上限額:最大**8,000万円**※
補助率:最大**2/3**※で支援(※従業員数等により異なる)
特に、引き続き業況が厳しい事業者等を対象に回復・再生支援枠として、補助率を最大**3/4**に引き上げ(上限**1,500万円**)
グリーン分野の取組を行う事業者を対象に、グリーン成長枠として最大**1.5億円**まで補助

事業再構築補助金事務局

<ナビダイヤル>0570-012-088
<IP電話>03-4216-4080
(受付時間:日曜祝日を除く9:00~18:00)

高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい

大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

一次公募:令和4年3月17日~4月19日
二次、三次公募:詳細が決まり次第公表

中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に**対して2/3補助**※
※施設のCO2排出量の削減が必要

一般社団法人静岡環境資源協会 高機能換気設備事業コールセンター

Email:center@siz-kankyuu.or.jp
TEL:050-5050-1335
(受付時間:令和4年3月24日~4月19日9:00~17:00(平日))
(注)お問い合わせはメールにてお願いいたします。

事業を守る

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2022年5月1日時点

👉 クリックするとHPに飛びます

👉 クリックするとHPに飛びます

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

雇用を守る

雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※特例措置は、令和4年6月末まで	一定の要件を満たす場合 休業手当等の 最大 10/10 を助成 (日額最大 15,000円)	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-603-999 (受付時間：毎日9:00～21:00)
休業期間中賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 ※令和4年6月末まで	中小企業で働く従業員 (パート・アルバイト含む)に対して 日額最大 11,000円 を支給 大企業で働く一部の従業員も対象に	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (受付時間：平日8:30～20:00, 休日8:30～17:15)
在籍型出向で雇用を維持したい/ 在籍型出向の人材を活用したい	産業雇用 安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中小は 9/10 大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用 1人当たり最大 15万円 助成	お近くの都道府県労働局または ハローワークまで コールセンター 0120-603-999 (受付時間：毎日9:00-21:00)
感染症の影響を受けている離職者※ を雇いたい ※シフト減で実質的に離職状態にある方も含む	トライアル 雇用助成金	3か月の試行雇用期間中 一人当たり月額 4万円 ※助成 (短時間労働は月額 2.5万円 ※) ※一定の要件を満たした場合、 月額 5万円 (短時間労働は 3.12万円)	お近くの都道府県労働局または ハローワークまで
新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様に支援	小学校休業等対応 助成金・支援金 令和4年1～3月休職分：令和4年5月31日申請期限 令和4年4～6月休職分：令和4年8月31日申請期限 (注)助成金と支援金でリンク先が異なります	一定の要件を満たす場合 休暇中の賃金相当額 × 10/10 を助成※ (日額最大 15,000円) 委託を受けて個人で 仕事をする保護者の場合 1日当たり最大 7,500円(定額) を助成 ※休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの 直接申請についてはこちら	コールセンター 0120-603-999 (受付時間：土日祝日含む9:00-21:00)
給付金を受給しながら職業訓練を受講する	求職者支援制度 職業訓練受講給付金 特例措置は令和5年3月31日まで	雇用保険を受給できない方に 月10万円の給付金 と 無料の職業訓練 の支援	住所地を管轄する ハローワークまで
介護・障害福祉分野の就職を支援	介護訓練修了者への 返済免除付 就職支援金貸付制度	介護訓練修了後に 介護・障害福祉分野に 就職した場合、 20万円の貸し付け 2年間継続して 従事した場合 返済免除	就職した又は就職を 予定している事業所の 所在の都道府県・ 都道府県社会福祉協 議会まで
安定した仕事を 得たいひとり 親世帯の方々に	高等職業訓練 促進給付金	訓練期間中に 月額 10万円 、最長 4年 最短 6か月 の デジタル分野等の 民間資格等も対象に	お住いの都道府県 ・市区町村まで

👉 オンライン申請の詳細はこちらをクリック

生活を守る

我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く	子育て世帯への 臨時特別給付	児童を養育している者の年収が960万円以上 ^{注1} の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち ^{注2} に一人当たり 10万円相当 の給付 ^{注3} (注1)扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安 (注2)平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童 (注3)支給基準日より後の離婚等により支給対象となっていない現養育者に対しても支援給付金を支給	子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL:0120-526-145 (受付時間：土日祝日を除く9:00～20:00)
様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり 10万円 の現金を給付 <対象者> 1. 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く) 2. 上記1のほか新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、困難の判断があると認められる世帯	子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL:0120-526-145 (受付時間：土日祝日を除く9:00～20:00)
新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するための支援	学生等の学びを継続するための緊急給付金	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金・授業料等減免)の利用者又は一定の要件をもとに大学等が総合的に判断の上、推薦する者に対して、一律 10万円 を給付 ※対象学生：国公私立大学(大学院を含む)・短大・高専・専修学校専門課程・法務省告示に指定される日本語教育機関(注)留学生を含む	各大学等の学生課等の窓口まで
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間:令和4年8月31日まで	令和4年1月以降新規申請の方は最大 80万円 (二人以上世帯)最大 65万円 (単身世帯) 令和4年12月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について返済開始時期を 令和5年1月 に延長※ ※令和4年4月以降の特例貸付申請分の返済開始時期は 令和6年1月	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00)
収入減で生活が苦しい ※緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯の方へ	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請期間:令和4年8月31日まで	緊急小口資金及び総合支援資金(初回)を借り終えた/総合支援資金(再貸付)を借り終えた一定の世帯等に対して 単身世帯 6万円 、二人世帯 8万円 、三人以上世帯 10万円 を 3ヶ月間 支給 初回支給に加えて、 3ヶ月間の再支給 も可能	コールセンター 0120-46-8030 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00)
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし (3か月間再支給の申請は令和4年8月31日まで)	原則3か月、最長9か月 家賃相当額を支援 支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00)
自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付	月上限 4万円 × 12か月 の住宅貸借資金の無利子貸付 1年就労継続なら 一括償還免除	お住いの都道府県まで(指定都市にお住いの方は市役所まで)
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と 授業料減免	各大学等の窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (受付時間：土日祝日を除く9:00～20:00)
望まない孤独や孤立などの悩みに寄り添います	孤独・孤立等に関する支援制度、相談窓口 ※窓口のリンク先は必ずご確認ください	国・地方公共団体の支援制度や相談窓口を御案内しています。 また、孤独・孤立で悩む方に向けて様々な活動を行う NPO等 を支援します。 詳しくは右記リンク先を御確認ください。	<悩みを抱えている方へ> 国の支援制度や相談窓口はこちら 地方公共団体の相談窓口はこちら <NPO等の皆さま> 政府の緊急支援策のご案内はこちら

👉 詳細はこちらをクリック

👉 詳細はこちらをクリック

👉 詳細はこちらをクリック